

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を [Facebook](https://www.facebook.com/ZENSHIREN) <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第55回全国大会 大会決議事項への回答 ～厚生労働省・文科省

第55回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会（第57回東海北陸肢体不自由児者父母の会連合会愛知大会）は令和4年9月10日(土)に愛知県豊橋市ロワジュール豊橋において開催され、「住み慣れた地域で自分らしい生活ができる共生社会の実現！」をテーマに大勢のスタッフ、ボランティアに支えられ、全国より300名を超える参加者が集った。

本大会において採択された大会決議文は、9月26日に全肢連清水会長・愛知県肢連荻野会長両名から厚生労働省ならびに文部科学省に直接手渡された。

大会決議事項への回答について以下の通り報告する。

厚生労働省

一、障害児者及びその家族・支援者の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を進めること

〈回答〉 社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、障害福祉サービス事業所等における感染対策に係るガイドラインの活用や、障害者支援施設等におけるワクチン接種の円滑な実施等について、各自治体に周知しているほか、障害福祉サービス事業所等に対する業務の継続のための財政的な支援を行っております。今後も、予算事業、自治体への協力依頼など様々な対応を組み合わせながら、感染防止対策に取り組んでまいります。

一、障害のある人の人権が守られ、誰もが自分らしく生きられる社会を実現すること

〈回答〉 社会・援護局障害保健福祉部

厚生労働省では、障害の有無に関わらず、一人ひとりが互いの人格と個性を尊重し合い、共生できる社会の実現に向け、障害のある方々への支援などを推進しています。引き続き、当事者を含む関係者の方々の声に耳を傾けながら、障害福祉施策の充実に向けて、取り組みを進めてまいります。

一、肢体不自由者のグループホームの拡充による誰もが地域で普通に暮らせる環境の確保をすること

一、医療的ケア、重度重複障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制を充実すること

＜回答＞ 社会・援護局障害保健福祉部

障害者の地域移行の推進や地域生活の継続を支援するため、グループホームにおける肢体不自由者や医療的ケアが必要な者、重度重複障害のある者などの重度障害者の受入体制の整備が重要と考えています。

グループホームの重度障害者の受入体制の整備については、

- ・平成30年度報酬改定において、障害の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」を創設し、常時の人員体制の確保を最低基準とするとともに世話人3：1以上の配置を基本報酬で評価
- ・令和3年度報酬改定において、医療的ケア対応支援加算の創設や重度障害者支援加算の拡充などを図ったところです。

今後も、障害者部会報告書における重度障害者の支援体制の整備についての議論も踏まえつつ、引き続きグループホームにおける重度障害者の受入体制の整備の推進に努めてまいります。

一、残存能力を活かせる就労・生活の工夫を充実すること

＜回答＞ 社会・援護局障害保健福祉部

障害のある方がそれぞれの障害特性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、就労移行支援、就労継続支援などの就労支援策を講じております。

なお、障害のある方の就労支援においては、本人の能力や適性を踏まえて、必要な支援を行うことが重要です。

このため、就労を開始する前段階からの新たな障害福祉サービスとして、就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」を創設することについて検討を進めております。

引き続き障害のある方が活躍することのできる社会を築くため、必要な支援を行ってまいります。

一、肢体不自由児者の理解を深める啓発活動を充実すること

＜回答＞ 社会・援護局障害保健福祉部

政府においては、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、政府全体で「心のバリアフリー」に関する取組を進めているところ、厚生労働省では、理解促進研修・啓発事業や「心のバリアフリー」推進事業を通じて、地方自治体の取組に対して財政支援を行うとともに、取組事例の周知を行うことで障害者等の理解促進に取り組んでいます。

地域に根ざした「心のバリアフリー」を広めるため、引き続き、取組を進めてまいります。

- 一、障害児者及びその家族・支援者の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を進めること
- 一、障害のある人の人権が守られ、誰もが自分らしく生きられる社会を実現すること
- 一、医療的ケア、重度重複障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制を充実すること

＜回答＞ 初等中等教育局特別支援教育課

我が国では、「障害者の権利に関する条約」を踏まえ、障害者基本法や障害者差別解消法関連法の整備、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正、高等学校も含めた通級による指導の制度化・充実など、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めて参りました。

また、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加していること等を踏まえ、本年5月に、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」を立ち上げ、通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方を中心に通常の学級における支援について議論を行っていただいているところです。

医療的ケア児への支援につきましては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、学校教育法施行規則において医療的ケア看護職員について、その名称及び業務内容を位置付けるとともに、令和5年度概算要求において、医療的ケア看護職員の配置に係る経費の拡充を計上するなど、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図っております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としまして、特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るための取組に対する支援をはじめとして、様々な支援策を講じております。

その他にも、誰もが学びたいときに、いつでも学ぶことができ、やりがいを見つけられる生涯学習社会、共に学び支え合って生きる共生社会の実現を目指し、これからも障害のある方の学ぶ環境の整備を推進してまいります。



政府は10月14日、障害者総合支援法などの改正案を閣議決定した。障害者の住まいや働き方の幅を広げることが柱。精神障害者については、強制入院の在り方を本人の権利擁護の観点から改める。難病患者の支援も強化する。改正内容は多岐にわたり、改正する法律は8本に及ぶ。厚労省は12月10日の会期末までの成立を目指す。施行は一部を除き2024年4月1日。

住まいについてはグループホーム(GH)の定義を変える。入居者のうち希望する人がアパートなどでの暮らしに移れるよう支援すること、移行後の定着を支えることを支援内容に加えた。

就労については働き方の選択を支える新サービス「就労選択支援」を創設する。これは就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用したもので、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業訓練等を実施する。また、雇用義務対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の身体障害者・重度知的障害者・精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにするといった内容も審議の予定。

これらは障害者が福祉サービスの枠にとどまることのないよう、住まいや働き方の多様化を進めるものと評価できる半面、福祉からの離脱促進とみる向きもあり、法案審議の論点となりそうだ。

以下、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の概要について、一部抜粋し報告する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の概要（一部抜粋）

※グループホーム＝GHと標記

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、

- ①障害者等の地域生活の支援体制の充実
- ②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- ③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実 【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

①グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

<現状・課題>

- ・GHでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- ・近年、GHの利用者は増加しており、その中には、GHでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

<見直し内容>

- ・GHにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、GHの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。

※但し、GHにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおりGHを利用することができる

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】
3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
【精神保健福祉法】
4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
【難病法、児童福祉法】
5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備
【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】
6. その他
【障害者総合支援法、児童福祉法】

①地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入

<現状・課題>

- ・市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘がある。

<見直し内容>

- ・都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができること、都道府県はその意見を勧告して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができることとする。

②居住地特例の見直し

<現状・課題>

- ・障害者支援施設等に入所する障害者は、施設所在市町村の財政負担を軽減する観点から、施設入所前の居住地の市町村が支給決定を行う（居住地特例）。
- ・介護保険施設等の入所者が障害福祉サービスを利用する場合、施設所在市町村に財政的負担が集中するとの指摘がある。

<見直し内容>

- ・居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する。
- ・また、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定（※）等について所要の規定の整備を行う。

（※）居住系サービスであるグループホームを平成18年以降、居住地特例の対象として位置づけているもの

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案について」詳細は厚生労働省HP参照▽

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001001550.pdf>

障害者の地域移行進まず 4.9%、政府目標の半分 ～厚労省

厚生労働省によると、入所施設にいる全国の障害者のうち、自宅や、アパートのようなグループホームなど地域社会での生活に移った人は 2020 年度末までの 4 年間で 4.9%の約 6,300 人ととどまり、政府目標の 9%を大幅に下回る。

地域移行が比較的容易な軽度者は既に施設を出て、重度や高齢の人が残っているのが背景。知的障害者を中心に依然 12 万人超が入所している。重度者を支援できる専門的な人材育成や社会の理解が求められる。

国は 2006 年度から法律に基づき国が期間を設けて目標値を定め、各自治体が具体的な障害者福祉の計画を立てている。

達成状況を見ると、施設入所者のうち地域生活に移った人は当初、軽度者が多かったため、比較的高い割合で推移した。2011 年度末までの 6 年半で 21.8%（目標は 10%）。2014 年度末までの 9 年半の累計では 26.9%になった（目標は 30%）。

その後は、専門的なサポートが必要となる重度者らが残る形となり移行は進まず、2020 年度末までの 4 年間では 4.9%に落ち込んだ。

厚労省は地域移行後の主な受け皿として、アパートや民家などで少人数が共同生活を送るグループホームの整備を進めている。事業者に支払う報酬改定で手厚い人員配置や医療的ケアへの対応などを後押ししてきたが、重度者の受け入れは依然進んでいない。



愛知県内9カ所目の重症心身障害者施設「にじいろのいえ」完成

医療的なケアが必要な子どもや重度の心身障害がある子どもを支援する施設が愛知県東海市に完成し、10月22日に開所式が行われた。

愛知県内9カ所目の重症心身障害者施設として12月1日に東海市に開所する「重心施設にじいろのいえ」

人工呼吸器やたんの吸引などが恒常的に必要な「医療的ケア児」や、重症心身障害児とその家族を支える医療と生活の拠点となる。

施設の2階は入所やショートステイができるフロアで、家族で泊まることのできる「ファミリールーム」や、安全に入浴し温まることのできる浴室などが完備されている。

東海市に新たに開所することで、知多半島やその周辺地域をカバーでき、全県的な支援の体制が整うことになる。

なお、愛知県の調査によると2019年度時点で県内に1,460人(20歳未満)の医療的ケア児がいる。

◆詳細は「にじいろのいえ」HP <https://nijironoie.or.jp/>

障害者芸術 基本計画に評価指標

～文化庁

障害者の文化芸術推進法に基づく国の基本計画に、各地の取り組み状況を評価する指標が盛り込まれる見通しとなったことが10月27日に分かった。同日、文化庁が有識者会議に新しい基本計画の骨格案を示した。

骨格案は評価指標として「文化芸術を鑑賞した障害者の割合」「福祉施設における同法や基本計画の認知状況」などを例示した。会議の委員からは、量だけではなく質についても評価するよう求める意見が上がった。

現行の基本計画（2019年～2022年）は評価指標を盛り込んでいない。2023年からの新計画では特に市町村行政の役割を明確にする方針。有識者会議は年末までに改定案をまとめ、文部科学省と厚生労働省は2023年3月に新計画を決定する。

同法は障害者が美術、演劇、音楽などを鑑賞・創造したり、作品を発表したりすることを「障害者の文化芸術活動」とし、活性化を図るもの。現行の基本計画は障害者を「新たな価値提案をする主役」と位置づけ、障害者の社会参加を通じた価値創造を推進している。

地方自治体はその取り組みを作ることが努力義務になっているが、2021年10月時点で策定済みの都道府県は27（57%）、政令市は6（30%）、その他の市町村は36（2%）と少ない。

▽文化庁 第6回障害者文化芸術活動推進有識者会議▽

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/geijutsu_bunka/shogaisha_bunkageijutsu/shogaisha_yushiki/06/index.html

強度行動障害の検討会が発足

～厚労省

自閉症を伴う知的障害者らの一部に見られる自傷行為などの「強度行動障害」をめぐり、厚生労働省は10月4日、障害者の住まいや生活支援にあたる人材育成のあり方に関する検討会を立ち上げた。自宅で状態が悪化した人を一時的に施設で受け入れてアセスメントし、環境を調整して元の住まいや新たな住まいに移す「集中的支援」の在り方を議論する。

同日発足した「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」（座長＝市川宏伸・日本発達障害ネットワーク理事長）が2023年3月をめぐりに報告書をまとめる。

強度行動障害は1980年代後半に生まれた言葉で障害の種類ではなく状態像を指す。行動障害に関連した障害福祉サービスを利用する人は直近で延べ約6万9,000人（児童を含む）

厚労省がこのテーマで検討会を開くのは初めて。80年代から児童精神科医として自閉症の人と関わってきた市川座長は「こうした検討会が開かれること自体、隔世の感がある」と語った。

「集中的支援」は、日本知的障害者福祉協会（井上博会長）が研究事業の成果として今年6月に提案。最長で2年間受け入れる「行動障害生活支援センター（仮称）」を各都道府県に1カ所設けるよう求めている。

今回の検討会では、この提案を全国展開できるよう具体策を詰める。委員は医師や障害者支援施設の経営者、自治体職員ら10人。

同日の会合では「人材育成が課題だが、その仕組み作りは自治体単位では難しい」「施設から地域に移る際の受け皿が不足している。点ではなく面で支えられるよう人材を育てないといけない」といった意見が上がった。

▽強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28187.html

第 72 回内閣府障害者政策委員会開催される

第 72 回内閣府障害者政策委員会が 10 月 24 日(月)、オンラインにて開催された。

現在、第 5 次障害者基本計画および障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の改定について協議が進んでおり、これまでの議論や、国連・障害者権利委員会が示した障害者権利条約の日本政府報告に対する総括所見もふまえた修正案が示され、意見が交わされた。

次回、第 73 回内閣府障害者政策委員会は 11 月 14 日(月)開催予定。

▽第 72 回内閣府障害者政策委員会▽

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_72/index.html

第 133 回社会保障審議会障害者部会開催される

第 133 回社会保障審議会障害者部会が 10 月 17 日(月)、ベルサール飯田橋駅前にて開催された。

今回の部会から、令和 6 年度に向けた、第 7 期障害福祉計画および第 3 期障害児福祉計画の基本指針の見直しの議論に入り、現行の指針の実績を確認するとともに、障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しにかかる報告書の内容をふまえつつ、次期計画において見直すべき点や追加すべき項目について議論がされた。

見直しにあたって多くの委員が、国連・障害者権利委員会が示した障害者権利条約の日本政府報告に対する総括所見の内容をふまえて行うべきと指摘し、正式な日本語訳の作成を急ぐよう意見が相次いだ。また、第 6 期計画の実績の検証や分析を行い、施策に落とし込む必要があるとの意見もあった。あわせて、これまで本部会で議論されてきた障害者総合支援法等の改正案(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案)についての報告が行われた。

この法律案では、障害者等の地域生活や就労支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることとしている。

▽第 133 回社会保障審議会障害者部会▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00060.html



Information

全肢連のパンフレットを作成しました

「イベントで配布したい」「施設に設置したい」等々・・・

ご入用の際は全肢連事務局までお気軽に問合せください

☎ 03-3971-3666 / FAX 03-3971-6079

障害者支援法案が審議入り 強制入院巡り批判も

障害者の1人暮らしや難病患者の治療を後押しする障害者総合支援法などの改正案が11月9日、衆院厚生労働委員会で審議入りした。本人の希望に沿った就労支援なども行う。強制入院の一つである医療保護入院を巡っては、家族の意向が不明でも精神障害者を入院させることができる見直しを盛り込み、障害者団体から「望まない入院が増える」との批判も出ている。

この日の委員会は、厚生労働省が改正案の趣旨説明を行った。改正案は精神保健福祉法や難病医療法などを束ね、施行は主に2024年度。今国会での成立を目指す。

障害者施設への介護ロボ導入強化

～厚労省

障害者の入所施設などで入浴や排せつを助ける介護ロボットの導入費用に関し、厚労省が補助を強化することが10月21日、分かった。腰痛になることもある職員の負担を軽減するほか、業務効率化で人手不足に対応する狙い。2023年度当初予算に向け2億7千万円を概算要求。2021年度の補正予算に同様の費用を計上したが、2022年度当初予算で見送っていた。

介護ロボットは、職員が装着して力仕事を援助するもののほか、入浴時に利用者を持ち上げたり、ベッドからはみだすと感知して知らせたりするタイプがある。

厚労省によると、高齢者施設でロボット導入を先行させた結果、負担軽減への効果を確認した。

障害児一時預かり 受給者証不要で気軽に

～東京都練馬区

東京都練馬区は、障害児一時預かり事業を11月1日から始めた。障害者手帳や受給者証をもつ子どもだけでなく、発達に不安のある子どもの保護者も気軽に利用できる。家族にリフレッシュの機会を持ってもらうのが狙いだ。

対象児童は、区内在住の1歳6ヶ月から12歳(小学6年生)までの障害児や発達に不安のある子ども。障害児者を日中一時的に預けることのできる「日中一時支援」サービスを利用するには受給者証が必要となるが、今回の事業では不要。

時間は月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時迄で利用定員は3人まで。東京23区で唯一となる診療所機能を備えた児童発達支援センターの一時預かり室を利用する。障害に関する相談や障害の診断、通所訓練まで一体的に行っている施設のため、障害児を安心して預けられる。

障害児を持つ家族から、保護者のリフレッシュや病気、兄弟姉妹の学校行事に参加する際に支援を求める声が多く寄せられていた。

11・12月行事予定

11月19日(土)～20日(日)	九州ブロック地域指導者育成セミナー	福岡市民福祉プラザ
22日(火)	日本財団助成事業シンポジウム	クレオ大阪中央
26日(土)～27日(日)	東海北陸ブロック地域指導者育成セミナー	ウインクあいち
12月1日(木)	第41回肢体不自由児・者の美術展	東京芸術劇場
2日(金)	令和5年度予算要望ヒアリング	参議院議員会館
	第44回全国特別支援教育振興協議会	南大塚ホール
20日(火)	いずみ158号 発行	
28日(水)	仕事納め	

事務局より

「成年後見制度」利用に関わるアンケートへの協力をお願い

厚生労働省では、2022年度からの成年後見制度に関して「国の基本計画」を「成年後見制度利用促進専門家会議」で検討しています。

全肢連で実施している相談事業において、親なき後の不安、金銭面の不安、身の回りの不安そして入所やサービス利用の費用確保の面から成年後見制度が身近なものとなっています。

この度、父母の会会員の現況を把握するとともに、将来を見据えた制度とするためアンケートを実施することとしました。

都道府県肢連事務局宛にアンケート用紙をお送りしておりますので、ご協力の程よろしくお願ひします。

※全肢連 HP から用紙をダウンロードできます <https://www.zenshiren.or.jp/>

地域指導者育成セミナー開催速報

<近畿ブロック>

10月15日(土)奈良県奈良市、奈良県文化会館にて開催。44名の方に参加いただきました。

<関東甲信越ブロック>

10月22日(土)～23日(日)千葉県千葉市、千葉県蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館にて開催。31名の方に参加いただきました。



奈良県



千葉県

九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会 事務局交代のお知らせ

令和4年6月より下記の通り変更となりました。

- ・ブロック長 小濱 規男 (長崎県肢連 会長)
- ・住 所 〒858-0926 長崎県佐世保市大湊町 289-141
- ・電 話 0956-47-3713

新潟県肢連 会長交代のお知らせ

新潟県肢体不自由児者父母の会連合会 (新)会長 坂田 真弓